大阪府造林補助事業実施要領の運用

令和８年８月　改正

みどり推進室 森づくり課

大阪府造林補助事業実施要領の運用　目 次

第１　事業区分の細則 …… 1
第２　事業内容の細則 …… 1
２　人工造林、樹下植栽等 …… 1
３　雪起こし …… 2
４　倒木起こし …… 2
５　枝打ち …… 3
６　除伐 …… 3
７　保育間伐・間伐 …… 3
８　更新伐 …… 3
９　一貫作業 …… 4
１０　鳥獣害防止施設等整備 …… 4
１１　防火林帯整備 …… 5
１２　緩衝林帯整備 …… 5
１３　林床保全整備 …… 5
１４　荒廃竹林整備 …… 5
１５　森林作業道整備 …… 5
１６　森林保全再生整備 …… 6
１７　共生環境整備の調査等 …… 6
１８　共生環境整備事業の事業内容 …… 7
１９　機能回復森林整備事業における特定林地改良 …… 7
２０　機能回復整備事業における耕作放棄地等森林造成 …… 8
第３　事業規模の細則 …… 8
第４　事業主体等の細則 …… 8
第５　事業計画の細則 …… 9
第６　維持管理 …… 9
第７　森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項 …… 9
第８　事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等について …… １０
第９　補助金の交付申請等について …… １０
第１０　補助金交付申請書の作成及び提出について …… １１
第１１　代理申請者への指導について …… １２
第１２　補助金の交付決定等について …… １３
第１３　補助金の交付に当たって付すべき条件等について …… １３
第１４　補助金の経理等について …… １３
第１５　保安林等造林について …… １４
第１６　森林整備協定造林について …… １５
第１７　受託事業に係る経費の透明化について …… １５
第１８　その他 …… １５

大阪府造林補助事業実施要領の運用

大阪府造林補助事業の実施については、「大阪府造林事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）及び「大阪府造林補助事業実施要領」（以下「実施要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。

第１　事業区分の細則

１　実施要領第１のⅠの２の(２)「被害森林整備」を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が５％以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。

２　実施要領第１のⅠの２の(３)「重要インフラ施設周辺森林整備」における協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努める。

３　実施要領第１のⅠの２の(４)「林相転換特別対策」のうち「野生鳥獣被害対策タイプ」（以下「野生鳥獣対策タイプ」という。）については、クマ類の被害対策に係るものを対象とする。

第２　事業内容の細則

１　事業内容については、実施要領別表２によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。

２　人工造林、樹下植栽等

(1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

(2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、実施要領第４の１の(1)【外国樹種の承認】（【 】は引用を簡潔に示すものである。以下同じ。）の規定によるほか、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の５に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が 10 年以上のものとする。

(3) 人工造林又は樹下植栽等において「スギ、ヒノキ、カラマツ」の植栽に含むことのできる経費は、1ha 当たり 2,500 本以下の本数による植栽によるものとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。

(4) 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、「山林用主要苗木の標準規格設定について」（昭和 33 年 12 月 24 日付け 33 林野造第 16622 号林野庁長官通知）に即し、府が定める規格に適合した優良なものを使用することを旨とし、広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和７年３月 31 日付け６林整森第 264 号林野庁長官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的攪乱の防止に配慮することとする。

(5) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

(6) 天然更新による森林の育成を目的として行う雑草木（侵入竹を含む。）の除去については、更新を目的とした伐採を実施する年度の初日から起算して１年前から実施できることとする。

(7) 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

ア 立木の蓄積が１ha 当たりおおむね 30 ㎥以上 80 ㎥以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が１ha 当たりおおむね 100 束以上である場合）において行うものであること。

イ 立木の蓄積が１ha 当たりおおむね 30 ㎥以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うものであること。

(8) 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、実施した年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽による更新を行うものとする。

(9) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね 20％の範囲内とする。

(10) 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

(11) 補植は、実施要領別表 2-1 の【人工造林】により 1,500 本/ha 以下の植栽を行った森林において、気象害等(鳥獣害は除く。)による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね 30％以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して５年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として１回に限り行うことができるものとする。

なお、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、実施要領別表 2-1 の【鳥獣害防止施設等整備（施設改良）】と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、実施要領別表 2-1 の【人工造林】により 1,500 本/ha 以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が 2,000 本/ha を超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。

(12) 実施要領別表 2-1「人工造林」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、１ha 当たり 2,000 本以上の植栽を可能とする。

(13) 要領第１のⅠの２の(４)「林相転換特別対策」のうち「林野火災対策タイプ」（以下「林野火災対策タイプ」という。）においては、周辺の森林の主要な構成樹種と異なる樹種を植栽するものとする。

(14) 「野生鳥獣被害対策タイプ」においては、クマの生息環境の保全・整備につながる広葉樹を植栽するものとする。

3 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の 30％以上が倒伏した林分において実施できるものとする。

4 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

5 枝打ち

枝打ちの高さは地上おおむね８ｍを上限とする。

6 除伐

(1) 除伐を実施する場合は、不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものをいう。）を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の 10％未満とする。

(2) 実施要領第１のⅠの２の（１）「森林緊急造成」による除伐においては、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において実施することができるものとする。

(3) 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって５年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

7 保育間伐・間伐

(1) 保育間伐、間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の 20％（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20％未満とすることが適切であると判断される場合は 10％）以上伐採する場合に補助対象とする。

(2) 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって５年以内に同一施行地において大阪府造林補助事業等による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10％以上 20％未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。

(3) 実施要領第１のⅠの２「特定機能回復事業」（以下、「特定機能回復事業」という。）による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。

(4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書きの規定を除く。）は適用しない。

(5) 間伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

8 更新伐

(1) 更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の 20％（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20％未満とすることが適切であると判断される場合は 10％）以上伐採する場合に補助対象とする。

(2) 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって５年以内に同一施行地にお

いて大阪府造林補助事業等による除伐、保育間伐、間伐、更新伐、又は防火林帯整備を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10％以上 20％未満の伐採が行われた施行地については、この限りではない。

(3) 特定森林再生事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。

(4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書きの規定を除く。）は適用しない。

(5) 更新伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

(6) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむね 70％以下の定性伐採を行うものとする。

(7) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね 50％以下の定性間伐（0.05ha 以下の郡状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の２倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。

(8) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和６年３月 29 日付け５林整整第 925 号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。

(9) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業または広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

9 一貫作業

(1) 一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって５年以内に同一施行地において大阪府造林補助事業等による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、又は防火林帯整備を実施していない場合に補助対象とする。

(2) 一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成 30 年３月 29 日付け 29 林整整第 977 号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。

(3) 一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。

(4) 一貫作業における植栽については、２の(2)から(4)及び(11)を準用する。

(5) 実施要領別表 2-1「サ 一貫作業」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、１ha 当たり 2,000 本以上の植栽を可能とする。

10 鳥獣害防止施設等整備

(1) 鳥獣害防止施設等整備には、鳥獣防護柵のほか、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

(2) 鳥獣防止施設等整備は、と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

(3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができるものとする。

(4) 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

イ 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

(5) 特定機能回復事業による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。

11 防火林帯整備

防火林帯整備を実施した施業地については、天然更新作業又は広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

12 緩衝林帯整備

緩衝林帯整備は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による緩衝林帯整備を実施していない場合に補助対象とする。

13 林床保全整備

林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

14 荒廃竹林整備

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐、更新伐、防火林帯整備又は緩衝林帯整備で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

15 森林作業道整備

(1) 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

(2) 実施要領別表2－1の「ソ　森林作業道整備」の(ｱ)に規定する、「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。

(3) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。

(4) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア １箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。

イ 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知。以下「森林作業道作設指針」という。）第２に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

ウ 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成 22 年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して３年以上を経過したものの改良であること。

エ 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

(5) 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア １箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。

イ 復旧の内容については、「森林作業道作設指針」第２に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

16 森林保全再生整備

(1) 森林保全再生整備を実施する鳥獣害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」（昭和 53 年５月 18 日付け 53 林野保第 235 号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

(2) 鳥獣等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

(3) 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

17 共生林環境整備の調査等について

(1) 全体計画調査の対象は、森林空間総合整備事業等により実施する事業とする。

(2) 原則として採択初年度に、全体計画調査を実施することとし、調査結果をとりまとめることとする。

(3) 全体計画は、上記(1)に定める事業により実施される内容に係る実施位置、整備面積、数量、総事業費及び事業計画期間等を内容として策定するものとする。

(4) 全体計画の策定にあたり、林業者、森林組合、その他関係団体から意見を聴くとと

もに、必要に応じ協議調整を図るものとする。

18 共生環境整備事業の事業内容について

(1) 実施要領の別表１－２のⅡの(1)の①のⅰの森林環境教育促進整備、同ⅱの森林健康促進整備を実施する場合は、樹冠疎密度（森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 22 条に規定する樹冠疎密度をいう。）を 10 分の３以上とするものとする。

(2) 実施要領別表２－２の(1)の②のⅰのウの市民参加型森林整備の機能保持上必要な施設とは、地域住民の参加により森林の保全・管理を行う上で、また、当該森林の利用者の利便性及び安全確保上必要不可欠な機能を有する施設とし、共生環境整備事業の一環として整合性を保つものとする。

(3) 実施要領別表２－２の(1)の①のⅱのウの森林健康促進整備の間伐材等を利用した簡易な健康促進施設等は、間伐材等を利用した簡易なフィールドアスレチック、ベンチ等とし、利用者が安全・快適に利用でき得る構造及び耐久性を有する施設とし、共生環境整備事業の一環として整合性を保つものとする。

(4) 実施要領別表２－２の(1)の①のⅰのウの森林環境教育促進整備に規定する自然観察ゾーンの造成は、食餌木植栽、野草地造成等による野生動植物観察ゾーン（野鳥の森、昆虫の森等）、郷土の森、森林・林業の体験の森等の整備とする。

(5) 林内歩道等について

ア 林内歩道、森林作業道等の開設後は維持管理主体を定め、その維持管理に努めるものとする。

イ 林内歩道は、利用者の通行可能な構造規格とし、入り込み者等の通行の安全等を確保するため、必要に応じて階段、安全柵等を設けることができるものとする。

(6) 実行経費の算出に当たっては、大阪府の指導を受けること。

なお、実施要領別表２－２の(1)の付帯施設整備、林内歩道等整備の実行経費の算出は、類似の事業を参酌するものとし、共生環境整備事業としての整合性を保つものとする。

(7) 事業主体は、管理運営主体を定め、森林空間総合整備事業完了後、入り込み者の確保を図るほか、その適正な維持管理に努めるものとする。なお、入り込み者数等利用実態について、その把握を行うものとする。

(8) 実施要領第１のⅡの共生環境整備事業は、補助対象齢級を特に定めないものとする。

19 機能回復森林整備事業における特定林地改良について

(1) 実施要領第１のⅢの１に定める特定林地改良は、要土壌改良対象地又は森林病害虫等により主林木が被害を受けた土地で、森林の機能の早期かつ確実な回復を図るため土壌改良を行う必要のある土地及び林地化を図る耕作放棄地等において行うものとする。

(2) 特定林地改良は、事業対象地の土壌母材の種類及び土壌の肥沃度により類別及び級別に区分し、これらの組合せにより施業方法を定めるものとする。

ただし、耕作放棄地等を事業対象地とする場合には、当該地域の標準的な施業方法

により実施することができる。

ア 類別区分は、付表１のとおりとする。

イ 級別区分は、付表２のとおりとする。

ウ 施行基準は、付表３のとおりとする。

20 機能回復整備事業における耕作放棄地等森林造成について

実施要領第１のⅢの２に定める耕作放棄地等森林造成の実施に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 市町村における土地利用の総合的な見地から耕作放棄地等における森林造成が計画され、森林造成が技術的に可能な対象地であること。

(2) 本事業の人工造林、樹下植栽、改良については、次のいずれかに該当する箇所において実施するものとする。

ア 現状の樹冠疎密度が 0.3 未満の林分であること。ただし、計画的な伐採に伴う伐採跡地は除く。

イ 地域森林計画の対象森林以外の土地であること。

ウ 林分を構成する有用な樹種の本数が少ない、又は生育が不良であること。

(3) 本事業の保育は、原則として、本事業で人工造林等を施行した林分について行うものとする。

第３ 事業規模の細則

１ 実施要領別表 1-1 の事業規模で定める「１施行地」とは、原則として接続する区域とする。

２ 知事は、地域における施業の実態や効率性を確保する観点等から、１施行地の面積について 0.1ha を超えた事業規模を設定することができる。

３ 施行地内の施業が不要な箇所であって、１カ所の面積が原則 0.01ha 以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、１カ所の面積が 0.01ha 以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は 1ha0 当たり 0.1ha を超えないものとする。

４ 水田跡地の人工造林においては、前項によらず１施行地の面積は 0.05ha 以上とする。

５ 実施要領別表 1-1 の「１ 森林環境保全直接支援事業」の事業規模で定める搬出材積（ha 当たり 10 ㎥以上）には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

第４ 事業主体等の細則

１ 森林所有者のうち、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第２条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあっては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。

２ 知事は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があった際は、森林法施行令第 11 条、第 12 条、別表第３及び別表第４の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。以下「告示」という。）の第１項、第２

項及び次の事項を確認するものとする。

(1) 規約の内容

(2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(3) 施行地の森林所有者

3 知事は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。

4 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。

5 実施要領別表 1-1 の欄外（注１）における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって 10 年以内に公有化した森林とする。

6 実施要領別表 1-1 の欄外（注３）における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

第５ 事業計画の細則

1 実施要領第２のⅠの１の森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）の対象区域は、原則として森林法第７条の規定に基づき定められた森林計画区とする。

2 事業計画の始期は、原則として当該計画の対象地域に係る森林法第 5 条第 1 項に定める地域森林計画（以下「地域森林計画」という）の始期とする。

3 事業計画は、別記様式１により作成することとする。

4 事業計画の申請及び変更は、別記様式 2 から 4 により行うものとする。

5 実施要領第２のⅠの１の(4)で定める「事業量の著しい増減」は、次のとおりとする。

(1) 事業計画の対象事業内容全体における次の内容

ア 森林整備（別記様式１の７の(1)の欄外注釈に定める施業をいう。）の総面積の３割を超える増減

イ 森林作業道の開設総延長の３割を超える減

第６ 維持管理

森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

第７ 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項

実施要領第１のⅠの「森林環境保全直接支援事業」（以下「森林環境保全直接支援事業」という。）及び「特定機能回復事業」においては、以下によるほか、第８から第 14 及び第 17 を適用する。

(1) 実施要領第４の(1)に定める森林環境保全整備事業の対象外国樹種の承認を受けるため申請を行う場合は、環境省及び農林水産省が作成する「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」への掲載の有無、掲載種である場合はリスト掲載事項及び同記載事項を踏まえた造林上の留意事項並びに生態系への配慮

事項等を確認の上、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

なお、申請書には、関係する試験研究報告書等を添付するものとする。

ア 樹種名（品種名又はその他の当該樹種の形質を示す名称を含む。）

イ 植栽又は播種見込面積

ウ 1ha 当たり植栽本数又は播種量

エ 1ha 当たり事業費

オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況

カ 府の技術的指導方針

キ その他知事が必要と認める事項

なお、次表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹　　種	地　　域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県
スラッシュマツ	四国、九州
ストローブマツ	石川、岐阜、愛知以北の都道県
オーシュウアカマツ	北海道
オーシュウトウヒ	北海道
カラマツ類	全国
イチョウ	全国

第 8　事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等について

知事は、本事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

(1) 知事は、必要に応じて、事業主体に当該事業年度に予定している事業の内容、事業量等を記載した事業予定調書を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。

(2) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。また、撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとするほか、下刈りの施行地では、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、人工造林の施行地において、4 回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料（別記様式 22 の例による。）を提出するものとする。

第 9　補助金の交付申請等について

1　人工造林又は樹下植栽等における地拵え(特殊地拵えを含む)、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。

2 助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

3 林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林法第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）又は同法第 51 条第 1 項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

(1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(2) 当該複数の事業主体のうちの 1 事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と実施要領第 5 の 2 に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法

(3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、実施要領第 5 の 2 に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

4 業主体は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、第 10 に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

5 事業主体は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

第 10 補助金交付申請書の作成及び提出について

1 実施要領第 5 に定める　補助金の交付申請について、知事は、本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類を以下に即して取り扱い、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。

2 事業主体は、要綱の様式 1 による補助金交付申請書を用いて、補助金の交付申請を行うものとする。なお、申請に当たっては、必要に応じて別表で定める書類を添付すること。

3 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

4 オルソ画像、GNSS 等のデジタル技術を用いた補助金交付申請を行う場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整整第 893 号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にするものとする。

5 間伐、更新伐、一貫作業に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

6 事業主体は、前各項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、事業主

体はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

(1) 測量野帳（別記様式 13 の例による。なお、別表の「39　調査野帳」を含む。また、オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。(オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。) 以下同じ。）等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）

(2) 別表の「２　申請内訳書」、「14　搬出材積集計表」及び「18　社会保険等加入状況調査票」の証明書等の証拠書類（「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成 23 年３月 31 日付け 22 林整整第 857 号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下「標準単価設定通知」という。）第３の２のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）

(3) 実施要領別表３の森林環境保全直接支援事業の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書、実施権配分計画又は一括計画（実施要領第６の２により、事業主体から委任を受けて補助金の交付申請を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）

(4) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

(5) 実施要領第１のⅢの(3)の花粉発生源対策促進事業について交付を受けようとするものは、以下の書類を補助金交付申請書に添付しなければならない。

ア 林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 18 条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（ただし、スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。なお、林業種苗法施行令（昭和 45 年政令第 194 号）第１条で定める樹種以外の樹種にあっては、樹種が確認出来る書類とする。）

イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合は、補助金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類（書類の様式については、「「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の１の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成 25 年９月４日付け 25 林整計第 499 号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）の別紙１を準用する。）

第 11 代理申請者への指導について

１ 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第９の５、第 10 の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。

２ 知事は、代理申請者に対し次の指導を行うものとする。

(1) 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（別記様式 14 の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。

(2) 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。

(3) 代理申請者が受領した補助金は、府が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体

に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。

ア 補助金事務取扱手数料

イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

ウ 当該施行地の森林保険料

エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

(4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。

第 12 補助金の交付決定等について

1 知事は、補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、事業主体（代理申請者が申請を行った場合は代理申請者）に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付申請額の一部を概算払によって交付することができる。

第 13 補助金の交付に当たって付すべき条件等について

1 知事は、補助金の返還に当たっては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成 19 年 8 月 22 日付け 19 林整整第 315 号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。

2 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

3 実施要領第 8 の 1 の(3)のウの「当該計画に基づく施業ができないと認められた日」は、「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号）第 23 の 11 の(3)により都道府県が森林経営管理法第 44 条第 2 項に基づく公表を取りやめた日とする。

4 実施要領第 8 の 1 の(7)の「補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業」は、森林環境保全整備事業とし、他の国庫補助事業を含まないものとする。

第 14 補助金の経理等について

1 事業主体は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。

(1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（別記様式 15 の例による。）

(2) 施行地ごとの施行台帳（別記様式 16 の例による。）

(3) 補助金及び経費明細書（別記様式 17 の例による。）。なお、必要に応じ、補助金及び経費

明細書に基づき補助金及び経費通知書（別記様式 18 の例による。）を森林所有者等に通知するものとする。

2 実施要領第５の２により、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備は、代理申請者が行うこととする。

3 前二項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 15 保安林等造林について

実施要領別表３のⅢの①の保安林等造林とは、次の各号に係る森林で行うものをいう。

(1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第１項規定により指定された保安林

(2) 森林法第 41 条第１項及び第２項の規定により指定された保安施設地区

(3) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第１項及び第 73 条第１項の規定により指定された特別地域

(4) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 25 条第１項及び第 46 条第１項の規定により指定された特別地区

(5) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第２条の規定により指定された土地

(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第１項の規定により指定された特別保護地区

(7) 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第５条第１項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区

(8) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第６条の規定により定められた近郊緑地特別保全地区

(9) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第１号）第６条第１項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区

(10) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第１項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第 128 条第１項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域

(11) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第７号の規定により定められた風致地区（第 58 条第１項の規定により都道府県の条例で施業制限を行っている森林に限る。）

(12) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第６条第１項に規定する河川区域

(13) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第４条第１項の規定により指定されたぼた山崩壊防止区域

(14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第３条第１項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(15) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）第３条第１項の規定により定められた第１種歴史的風土保存地区及び第２種歴史的風土保存地区

(16) 精英樹選抜育種事業実施要領（昭和 55 年５月 31 日付け 55 林野造第 82 号林野庁長官通知）に基づく次代検定林及び気象害抵抗性育種事業実施要領（昭和 55 年５月 31 日付け

55 林野造第 83 号林野庁長官通知）に基づく抵抗性検定体

(17) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条の規定により除去を制限された立木に係る森林

(18) 林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林

(19) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定により定められた緑地保全地域及び同法第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林

(20) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 37 条第 1 項の規定により指定された管理地区内の森林

(21) 以上のほか、法令等により施業制限を受ける森林であって、あらかじめ林野庁長官の承認を受けて知事が適当と認めるもの

第 16 森林整備協定造林について

実施要領別表 3 のⅢの①の補助区分で定める森林整備協定は、森林所在地方公共団体（森林法第 10 条の 13 第 1 項に規定する森林所在地方公共団体をいう。以下同じ。）及び下流地方公共団体（森林法第 10 条の 13 第 1 項に規定する下流地方公共団体をいう。以下同じ。）が書面により締結した協定であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 森林所在地方公共団体の区域内の森林の整備を目的とし、当該森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体が共同して森林整備法人の設立、分収林契約の締結、基金の造成等を内容とすること。

(2) 協定に基づく森林の整備は、森林の公益的機能の維持増進を図ることを主たる目的とし、育成単層林整備、育成複層林整備又は機能増進保育を内容とすること。

(3) 森林所在地方公共団体と下流地方公共団体との協力関係が長期にわたって維持されるものであること。

(4) 協定に基づく森林の整備の対象区域が定められていること。

(5) 協定に基づく森林の整備に必要な経費の負担方法及び負担割合が定められていること。

第 17 受託事業に係る経費の透明化について

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、次の指導を行うものとする。

(1)事業前に経費の見込み（別記様式 19 の例による。）を森林所有者に示すこと。

(2)事業終了後に速やかに当該経費の明細書等（別記様式 20 の例による。）を森林所有者に報告すること。

第 18 その他

1 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、府及び市町村は、それぞれの林務担当部局内で GIS や森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。

2 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導す

るとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてＧＩＳ等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。

3 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものする

附 則

1 この改正は、令和８年８月３日から施行する。

2 この通知の改正前の本運用に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

付表１

類　　別		定　　義	説　　明
Ⅰ類	(1)花崗岩類	花崗岩の深層風化によるマサ土又はその二次堆積物	鉱物結晶がまばらでみかけは固いが軽い衝撃で容易に砕ける堅密な砂土。
	(2)第三系及び洪積統 砂　質 砂礫質 壌　質	第三系及び洪積統土層のうち、互層の中表層が砂質又は砂礫質で不透水層が比較的深いもの。	二次堆積物は有機物も交じり堅密度はやや低い。施業は比較的容易である。砂質土壌を形成し物理的条件はよい。
Ⅱ類	石英粗面岩類	石英粗面岩が風化した黄色ないし白色の埴土又はその二次堆積物	表面浸蝕に対しては比較的抵抗性があって安定している。堅密な埴土全般に不透水層が浅く出現していることが多い。二次堆積物は有機物も交じり堅密度はやや低い。ただし、崩積地以外は不透水が極めて浅く施業は困難である。
Ⅲ類	第三系及び洪積統	第三系及び洪積統の土層のうち	
	(1)埴質、埴礫質	互層の中表層が埴質又は埴礫質のもの。	物理的に極めて堅密で林木の成長はよくない。
	(2)砂礫質	互層の中表層が砂質又は砂礫質であって砂質不透水層が比較的浅いもの。	表面は薄く砂質土壌を形成するが、物理的条件はよくない。

（備考）１．赤色土は、砂質はⅠ類に、埴質及び埴礫質はⅢ類に区分する。

２．和泉砂岩、安山岩、凝灰岩、古生層等を母材とする土壌は、砂質及び壌質で透水性のよいものはⅠ類に、その他砂質及び壌質並びに一般の埴質はⅢ類に、埴質で特に不透水層が浅く出現しているときはⅡ類に区分する。

付表２

級 別	定　義　（代表的植生アカマツによる）
Ａ 級	アカマツが全くはえていないか、又は低木状態のものが点在するだけの土地
Ｂ 級	アカマツが一面にはえているが、低木状態で成長がほとんどとまっている土地
Ｃ 級	アカマツの天然更新は可能であるが、十分な収穫が期待できない土地
Ｄ 級	森林病害虫等により主林木の５パーセント以上が被害を受けた土地で土壌改良を行う必要のある土地

付表３

種別	項目＼級別		A級	B級	C級	D級
Ⅰ類	植物樹種	土壌改良木	ﾋﾒﾔｼｬﾌﾞｼ、ｵｵﾊﾞﾔｼｬﾌﾞｼ、ﾔｼｬﾌﾞｼ等	ｵｵﾊﾞﾔｼｬﾌﾞｼ、ﾔｼｬﾌﾞｼ、ｱｶｼｱ類	ﾔﾏﾊﾝﾉｷ、ｱｶｼｱ類等	C級に同じ
		主林木	土壌条件によりマツ類を 20 パーセント以内混植することができる。	土壌条件によりマツ類を 30 パーセント以内混植することができる。	土壌条件によりマツ類又はヒノキを 70 パーセント以内混植することができる。	通常の造林樹種で土壌条件に適合するものを 85 パーセント以内混植することができる。
	植栽本数（ha 当り）		6,000～8,000 本	5,000～6,000 本 ｱｶｼｱ類の単純植栽は 2,500～3,000 本	4,000～5,000 本 ｱｶｼｱ類の単純植栽は 2,000～2,500 本	地方慣行（通常の造林技術）による。
	植穴（耕うん）		幅 30～50cm、深さ 25～35cm の水平溝	幅 30～50cm、 長さ 60～100cm 深さ 25～35cm	直径 30～50cm 深さ 25～35cm	直径、深さ 各 25～35cm
	肥料１本当りの有効成分量	土壌改良木	窒素 5～9g 燐酸、加里 各 2～5g	A級に同じ	窒素 6～8g 燐酸、加里 各 2～4g	C級に同じ
		主林木	窒素 7～15g 燐酸、加里 各 3～8g	〃	窒素 6～12g 燐酸、加里 各 3～6g	〃
Ⅱ・Ⅲ類	植物樹種	土壌改良木	ﾋﾒﾔｼｬﾌﾞｼ、ﾔﾏﾓﾓ等	〃	ﾔﾏﾊﾝﾉｷ、ﾔｼｬﾌﾞｼ、ﾔﾏﾓﾓ等	〃
		主林木	Ⅰ類に同じ	Ⅰ類に同じ	Ⅰ類に同じ	Ⅰ類に同じ
	植栽本数（ha 当り）		5,000～7,000 本	4,500～5,500 本	3,500～4,500 本	
	植穴（耕うん）		Ⅰ類に同じ	Ⅰ類に同じ	Ⅰ類に同じ	
	肥料（１本当りの有効成分量）		Ⅰ類に同じ	A級に同じ		

（備考）　生育が早く、樹冠占有面積が大きい等密植を避ける必要がある苗木の植栽本数はアカシア類に準ずる。

別記様式２

森第　　号
年　　月　　日

林野庁長官　殿

大阪府知事

○○地域（地区）森林環境保全整備事業計画承認申請書

○○地域（○○地区）の森林環境保全整備事業計画を承認されたく、計画書（案）を添えて申請します。

（注）事業計画の様式は、別記様式１による。

別記様式３

番　号
年月日

林野庁長官　殿

都道府県知事

森林環境保全整備事業計画変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で承認通知のあった〇〇地域（〇〇地区）森林環境保全整備事業計画について、内容を変更したいので承認されたく、森林環境保全整備事業実施要領第２の２（3）の規定に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

１　変更の理由
２　変更内容
３　変更計画
（注）変更計画の様式は、別記様式１による。

別記様式４

番　号
年月日

林野庁長官　殿

都道府県知事

森林環境保全整備事業計画変更報告書

○○年○○月○○日付け○○第○○号で承認通知のあった下記○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画について内容を変更したので、森林環境保全整備事業実施要領第２の２（5）の規定に基づき、変更計画を添付して報告します。

（注）事業計画の様式は、別記様式１による。

別記様式５

年度造林補助事業補助金申請内訳書

市町村	
申請者	

申請単位番号	箇所番号	施行地（市町村・大字・地番）	林・小班	事業主体（森林所有者）	事業実行者	雇用の有無	育単・育複別	作業種	樹種	林齢	面積（延長）	伐採率	森林経営計画認定日・認定番号	図面番号	施業期間	備考

※　「事業実行者」は森林所有者や事業主体からの受託又は請負により、実作業を行った者を記載することとし、自己所有森林で自ら作業を実施した場合は記載不要
※　「雇用の有無」は自己所有森林で自ら作業を実施した場合は「無し」とする
※　「伐採率」は間伐、更新伐、除伐（主林木主体）について記載する
※　「事前計画提出日」は間伐・更新伐・森林作業道等について記載する

別記様式６

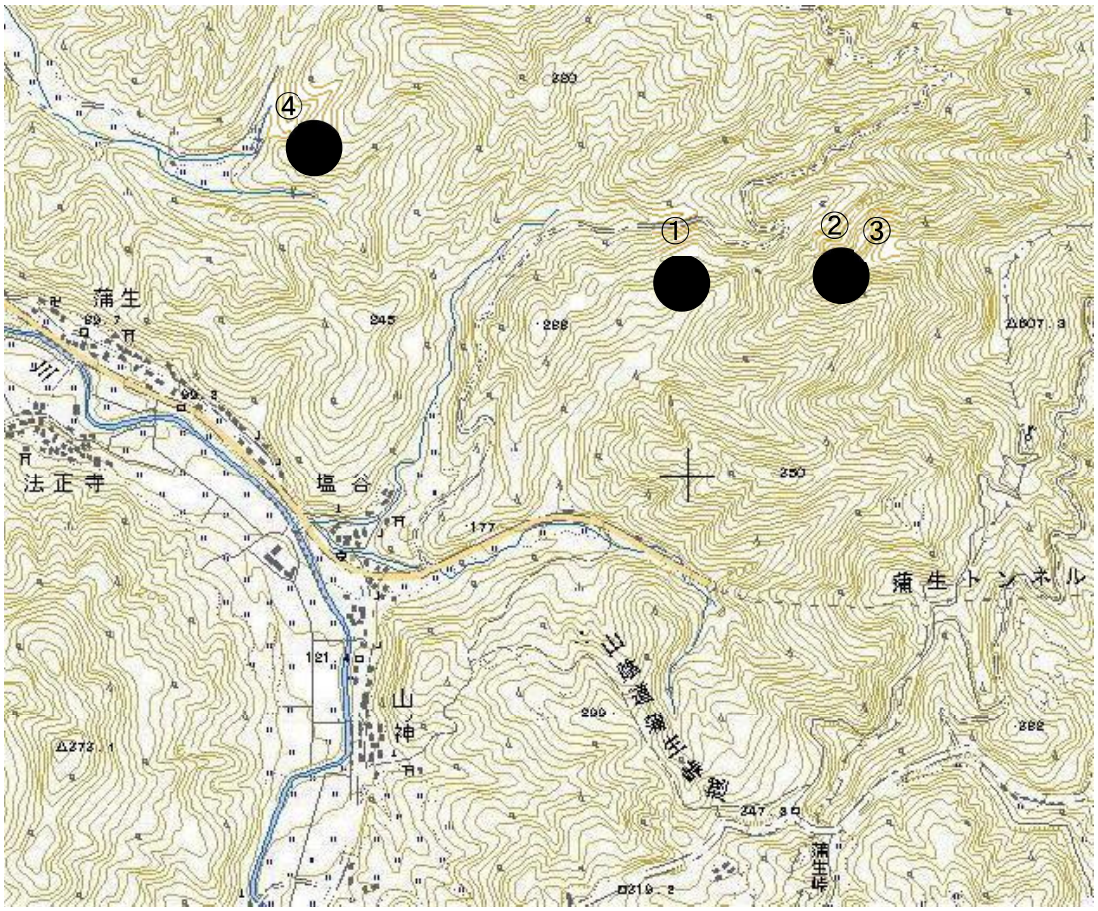
施　業　箇　所　位　置　図（例）

○○郡

○○町

縮尺　　1

５０，０００



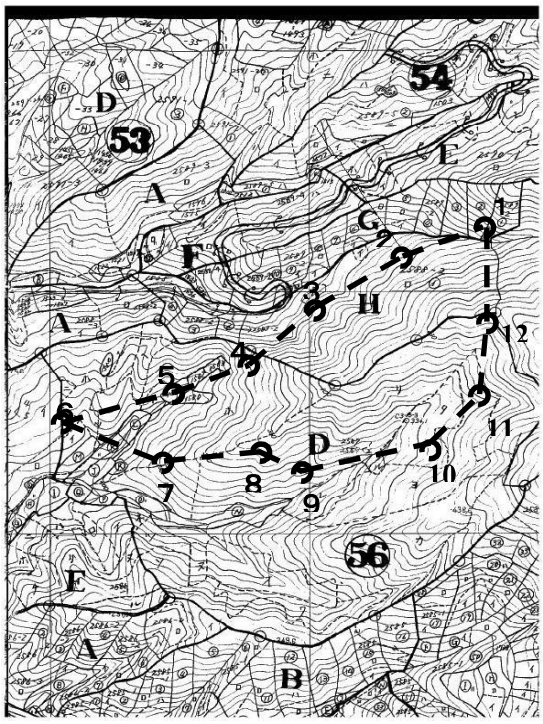
別記様式７

施　　業　　図（例）

市町村名	林小班	事　業　名	事　業　内　容
○○町	５６り	森林環境保全直接支援事業	間　伐

施行地	樹種(林齢)	面積(ha)	所有者（住所・氏名）
○○町字○○１－１	スギ（３５）	１０．０	○○郡○○町字○○１０－１０ 林野　太郎

図面番号　①　　縮尺　1／５，０００



注１：施行地欄は、該当する施行地の地番をすべて記入する。

注２：施業図は、原則実測による。実測図と同等の精度の図面（過去の測量図面や森林計画図等）を用いることもできるが、この場合は、現地検査において検査員から主要測点の復元を求められた場合は、事業主体が復元できなければならない。

注３：除地（１か所 0.01ha 以上）があるときは図示する。

注４：縮尺は、１ha 未満 1/1,000、１～５ha 1/3,000、５ha 以上 1/5,000 を目処とする。

注５：周辺の地形地物等の特徴を略記する。

注６：間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。

別記様式８

搬出材積集計表

申請単位　番号	

箇所番号	施行地	施行面積 （ha）	搬出材積 （㎥）	証明書類等	搬出方法

合計	施行面積 （ha）	搬出材積 （㎥）	平均搬出材積 （m3／ha）
	0.00	0.00	

※全ての箇所について証拠書類（搬出材積野帳，伐採木の搬出状況写真，納品先の入荷伝票若しくは受取書類等）を整理し、申請書に写しを添付すること。

別記様式９

平　均　胸　高　直　径　調　査　表

樹種・林齢　：　　スギ・ヒノキ　　〇〇年生

胸高直径(cm) ＼ 標準地		①	②	③	④	⑤		本数計（本）	直径合計（ｃｍ）
6	本数							0	0
8	本数							0	0
10	本数							0	0
12	本数							0	0
14	本数							0	0
16	本数							0	0
18	本数							0	0
20	本数							0	0
22	本数							0	0
24	本数							0	0
26	本数							0	0
28	本数							0	0
30	本数							0	0
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
合計	本数	0	0	0	0	0	0	0 (B)	0 (A)

平均胸高直径：　（A）÷（B）＝　0　÷　0　＝　　（ｃｍ）

※本表は「保育間伐」の施行地ごとに伐採した不良木について作成し、申請書に添付すること。
　調査証拠書類は整理保管し、検査時に提示すること。
※標準地数は、施行地面積が0.5ha以下の場合は1箇所、～1.0ha以下の場合は2箇所、～2.0ha以下の場合は3箇所、～5.0ha以下の場合は4箇所とする

別記様式10

社会保険等の加入状況調査表

作業種	
申請単位・箇所番号	

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	直営・請負別	備考
									中退共		中退共以外				
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	3点	加入	2点			
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		
													0		

合計点数	0
平均点数	

※　施行地毎に整理すること。

※　証明書等の証拠書類は整理し、申請書に写しを添付すること。

平均点数	加算率
1点以上　7点未満	3%
7点以上　13点未満	10%
13点以上　23点未満	13%
23点以上	18%

別記様式１１（委任状のみの場合）

委　任　状

私どもは、○○森林組合長○○○○を代理人と定め、下記に記載の森林整備に対する○○年度（第○期）森林環境保全整備事業（造林関係）補助金の交付申請手続き及び受領に関することを委任します。

○○森林組合
組合長　○○　○○　殿

年　　月　　日

申請番号	住所及び電話番号	氏名

注１：申請番号は、補助金交付申請書に添付する申請内訳書【別記様式５】の申請番号と一致させる。
注２：日付は、委任者全員の委任が完了した日とする。なお、補助金交付申請書の提出以前の日付であること。
注３：委任者本人が補助金交付申請書の内容が正しく記載されていることを確認すること。
注４：多人数の場合は欄のみ別紙で作成して続ける。

別記様式１１（委任状及び精算依頼書の場合）

委任状及び精算依頼書

私どもは、○○森林組合長○○○○を代理人と定め、次の１の事項を委任します。
なお、あわせて補助金受領の際、次の２の代金を精算されるよう依頼します。

１　下記に記載の森林整備に対する○○年度（第○期）森林環境保全整備事業（造林関係）補助金の交付申請手続き及び受領に関すること
２　補助金事務取扱手数料の精算代金

○○森林組合
組合長　○○　○○　殿

年　　月　　日

申請番号	住所及び電話番号	氏名

注１：申請番号は、補助金交付申請書に添付する申請内訳書【別記様式５】の申請番号と一致させる。
注２：日付は、委任者全員の委任が完了した日とする。なお、補助金交付申請書の提出以前の日付であること。
注３：委任者本人が補助金交付申請書の内容が正しく記載されていることを確認すること。
注４：多人数の場合は欄のみ別紙で作成して続ける。

別記様式１２

「みどりチェック」チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者　役職・氏名	
業種 （〇を付ける。複数選択可）	素材生産／造林・保育／その他（　　）
記入日	令和　　年　　月　　日

・交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書

具体的な事項		チェック欄
1	**適切な薬剤等の使用**	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	**エネルギーの節減**	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	**害虫の発生防止**	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	**廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分**	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5	**生物多様性への悪影響の防止**	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6	**環境関係法令の遵守等**	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

注）6-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和26 年法律第249 号）、労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25 年法律第127 号）、農薬取締法（昭和23 年法律第82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12 年法律第116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28 年法律第48 号）とする。

別記様式１３

測　量　野　帳　（例）

整 理 番 号：　　X累計　　mm
事 業 地 名：　　Y累計　　mm
森林所有者：　　水距累計　　mm
測　定　者：　　高度累計　　mm
立　会　者：　　精度　　/
測定年月日：　　年　　月　　日
摘　　要：　　面積　　ha

視準点	測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	Y	X	Z

注１：整理番号は、原則として補助金交付申請書の申請番号と一致させる。
注２：事業地名は、字（大字）・地番を記載する。
注３：摘要は、事業の種類を記載する。
注４：面積の単位はhaとし、小数点以下第３位を切り捨て第２位に止める。
注５：角度の単位は度とする。長さの単位はｍとし、小数点以下第２位を切り捨て第１位に止める。

別記様式１４

○年度　第○期　森林整備完了届(例)

★申請単位番号	★整理番号	★申請番号(コード番号)	施行地(大字字)	施行地(地番)	★林小班 林班	★林小班 小班	★林小班 枝番	作業種	樹種	林齢(植栽年度)	面積(延長)	間伐率	森林経営計画等 認定番号	図面番号	育単・育複別	備考	★所有者、地番確認
			○○○	1234	20	1	ア	間伐(定性)	スギ	35	2.30	30	202-14-303	①	単	(経営計画)	
			○○○	5678	20	2	イ	間伐(列状)	スギ	40	1.22	30	202-14-303	②	単		
			○○○	910	20	3	ウ	間伐(定性)	スギ	35	1.88	30	202-14-303	③	単		
	小計										5.40						
			○○○	111	30	1	ア	間伐(列状)	スギ	47	2.98	30	202-14-101	④	単	(経営計画)	
			○○○	222	30	2	ア	間伐(列状)	スギ	50	2.33	30	－	⑤	単	(特定間伐)	
	小計										5.31						
			○○○	333	210	3	ア	保育間伐	スギ	30	0.61	30	202-14-384	⑥	単	(経営計画) 胸高直径調査表	
	小計										0.61						
			○○○	444	214	1	ア	除伐	スギ	20	1.12		202-14-384	⑦	単	(経営計画)	
	小計										1.12						
	合計										11.83						

使用苗木		完了年月日	年　月　日	これまでに、この場所のこの事業につき補助金又は融資を受けたこと	有　・　無

その他必要な事項

上記のとおり完了したので届けます。なお、森林環境保全整備事業補助金交付申請の手続きをお願いします。

年　月　日

○○森林組合長　○○　○○殿

事業者　住所
氏名

記載の注意

１）★印は森林組合で記入します。
２）事業箇所の番地は正確に書いてください。
３）事業者氏名は、施行地の所有者（登記されている人又は税を納めている人）の名前でお願いしま
４）所有者や地番等がわからないときは御相談ください。
５）記入欄が不足する場合は、別紙で表をつけてください。

注１：「所有者、地番確認欄」は、「林地台帳」等と記載する。
注２　完了届は、申請番号の順に綴じて森林組合等において保存す
注３：個人ごとの別紙とせず、一覧表形式にすることができる。

別記様式１５

収入及び支出を明らかにした帳簿

申請単位番号	年月日	摘要	収入	支出	差引額	備考
			円	円	円	

注１：「摘要」欄には、収入（支出）先を記入する。

注２：「備考」欄に事項（苗木代、肥料代等）を記入する。

別記様式１６

年度（第　期）施行台帳

（単位：ha、m、%、円）

申請番号	施行地			林小班			森林所有者	収入											支出							差引額	備考
								補助金交付内訳								木材販売	所有者負担	その他収入	計	事務手数料	苗木代	森林保険料	運送費	市売手数料	その他支出	計		
	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番		作業種	樹種	林齢（植栽年度）	齢級	面積・延長	伐採率	森林経営計画等の認定番号	補助金額													

注１：施行地ごとに、収入及び支出を整理する。

注２：収入及び支出の科目は適宜修正することができる。

別記様式１７

年度（第　期）補助金及び経費明細書

（単位：ha、m、%、円）

申請番号	施行地			林小班			森林所有者	補助金交付内訳								精算内訳					支払額	補助金支払年月日	備考
	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番		作業種	樹種	林齢（植栽年度）	齢級	面積・延長	伐採率	森林経営計画等の認定番号	補助金額	事務手数料	苗木代	森林保険料		計			

注１：補助金配付を金融機関の預金口座を利用して行った場合は、振込書を整理しておくこと。
注２：補助金配付を現金で行った場合は、受領書を申請番号順に整理しておくこと。
注３：補助金に係る収支を整理するものであるため、精算内訳は補助金により賄うべきもののみとする。

別記様式１８

○○年度（第○期）補助金及び経費通知書

事業主体　　○○　○○　殿

代理人　○○森林組合
組合長　○○　○○

申請の委任があった○○年度（第○期）森林環境保全整備事業（造林関係）補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

１　補助金額

○○年度第○期　交付額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　精算額

(1)　事務取扱手数料　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　○○○の立替代金　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3)　森林保険料　＿＿＿＿＿＿＿＿円

計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　差引支払額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　配付方法

○年○月○日、○○銀行貴殿預金口座に振り込みました。

（現金交付の場合は、「○年○月○日～○年○月○日の○時から○時の間に、本状及び印鑑を持参の上、必ずご本人が○○までお出かけください。」とする。）

５　交付条件

別記様式１９

見積書（例）

所在地	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番	所有者

森林現況	面積		ha	樹種		林齢		年生	成立本数		本 本/ha	立木材積		m^3 m^3/ha
施業内容	伐採率		%	伐採本数		本 本/ha	搬出材積				m^3 m^3/ha	作業道開設		m

事業費内訳

調査・選木		面積		ha × 単価		円/ha	①	
作業道設計		延長	m×単価	円/m × 負担割合	%		②	
伐採	除伐・切捨て	面積		ha × 単価		円/ha		
	伐倒	本数		本 × 単価		円/本		
	造材	搬出材積		m^3 × 単価		m^3/h		
	集材	搬出材積		m^3 × 単価		m^3/h		
	小計						③	
作業道開設	開設	延長		m × 単価		円/m	④	
	資材１	構造物		個 × 単価		円/個	⑤	
	資材２	構造物		個 × 単価		円/個	⑥	
	資材３	構造物		個 × 単価		円/個	⑦	
	負担割合	④～⑦の計		円 × 負担割合	%		⑧	
機械回送		台数	台×単価	円/台 × 負担割合	%		⑨	
直接事業費計		①②③⑧⑨の計					⑩	
諸経費		⑩		×	%		⑪	
手数料		⑩⑪の計		×	%		⑫	
消費税		⑫の８％					⑬	
事業費計		⑩～⑬の計					⑭	

補助金

造林補助金	事業名（	）	ha	
作業道開設補助金	事業名（	）	m	
計				⑰

森林保険料

保険料（１年分）	面積		ha × 単価	円/ha	⑱

想定見積額	⑭－⑰＋⑱	

現況写真	施業地図面

注１：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。
注２：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

別記様式２０

精算書（例）

年　　月　　日

殿

○○森林組合
組合長　○○　○○

下記について、別紙のとおり経費を精算しました。

契約締結年月日	年　月　日			工期	着工　年　月　日　完了　年　月　日											
所在地	市町村		大字・字		地番		林班		小班		枝番		所有者			
森林現況	面積		ha	樹種			林齢		年生	成立本数		本/ha	立木材積		m^3/ha	
施業内容	伐採率		%	伐採本数		本/ha	搬出材積					m^3/ha	作業道開設		m	

別記様式２０
（別紙）

事業費内訳

調査・選木		面積		ha × 単価		円/ha	①		
作業道設計		延長		m×単価		円/m × 負担割合	%	②	
伐採	除伐・切捨て	面積		ha × 単価		円/ha			
	伐倒	本数		本 × 単価		円/本			
	造材	搬出材積		m^3 × 単価		m^3/h			
	集材	搬出材積		m^3 × 単価		m^3/h			
	小計						③		
作業道開設	開設	延長		m × 単価		円/m	④		
	資材１	構造物		個 × 単価		円/個	⑤		
	資材２	構造物		個 × 単価		円/個	⑥		
	資材３	構造物		個 × 単価		円/個	⑦		
	負担割合	④～⑦の計		円 × 負担割合		%	⑧		
機械回送		台数		台×単価		円/台 × 負担割合	%	⑨	
直接事業費計		①②③⑧⑨の計					⑩		
諸経費		⑩		×		%	⑪		
手数料		⑩⑪の計		×		%	⑫		
消費税		⑫の８％					⑬		
事業費計		⑩～⑬の計					⑭		

補助金

造林補助金	事業名（		）	ha	
作業道開設補助金	事業名（		）	m	
計					⑰

森林保険料

保険料（１年分）	面積		ha × 単価		円/ha	⑱

精算額	⑭－⑰＋⑱	

現況写真	施業地図面

注１：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。
注２：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

別記様式２１

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）

事業者向け　チェックシート

令和３年２月 26 日

林野庁

事業者名	
記入者　役職・氏名	
業種 （〇を付ける。複数選択可）	素材生産／造林・保育／その他（　　）
雇用労働者の有無	有　／　無
記入日	令和　　年　　月　　日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		〇:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	４Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

別記様式２２

下刈り必要性認証資料（例）

事業主体名：

記入日：　　年　　月　　日

項目	記載例
箇所番号	1-1
施行地	○○市○○
林・小班	○林班○小班
現地確認日	○年○月○日
下刈り実施（予定）日	○年○月○日
樹種	スギ
植栽密度	2,000本/ha
下刈り実績	３回 （実施年度を併せて記載）
競争状態 （梢端部が雑草木を上回る「優勢木」の割合）	優勢木割合が８割を超えていない：○ ※雑草木の最大高を踏まえた夏以降の優勢木割合見込みも記載 夏以降の優勢木割合見込みが８割を超えていない：○
植栽木樹高平均	1.0m未満（0.5m未満、1.0m未満、1.5m未満、 2.0m未満、2.0m以上から選択）
雑草木タイプ	ササ類（ササ類、キイチゴ類、ススキ、草本類、 その他木本類のいずれか選択）
雑草木最大高 （木本類については、毎年伸び続けるが、 当年度に見込まれる高さを記載）	1.2m（年間を通じた最大高を記載）

別表

	書類等名	様式	森林環境保全直接支援事業												特定機能回復事業														本庁への提出	備考
			人工造林	樹下植栽等	下刈り	雪起こし	倒木起こし	枝打ち	除伐	保育間伐	間伐	更新伐	付帯施設等整備	森林作業道整備	人工造林	樹下植栽等	下刈り	雪起こし	倒木起こし	枝打ち	除伐	保育間伐	間伐	更新伐	防火林帯整備	緩衝林帯整備	付帯施設等整備	森林作業道整備	森林保全再生整備	森林災害等復旧林道整備		
1	申請書	要綱 様式１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	申請内訳書	実施要領の運用 別記様式５	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	造林事業実績調書	実施要領 別記様式第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準単価を基本に補助金を算出する場合に限る
4	施業箇所位置図	実施要領の運用 別記様式６	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	施業図	実施要領の運用 別記様式７	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	森林作業道整備線形図	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-		施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない
7	森林作業道復旧理由説明資料	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-		森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料(森林作業道の復旧を実施する場合に限る)
8	森林作業道チェックリスト（路線計画用）（施工オペレータ用）	大阪府森林作業道作設ガイドライン A表	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-		森林作業道の開設又は改良に限る
9	森林作業道等台帳	大阪府森林作業道作設ガイドライン 別紙様式第1～3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-		大阪府森林作業道作設ガイドライン【別紙様式第１～３号】
10	森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-		森林作業道の開設又は改良に限る
11	写真（測量実施状況）	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	ＧＰＳ測量を行う場合及び現地検査を行う場合は不要
12	写真（事業実施前、事業実施中及び事業完了後の現地状況）	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	全作業種。なお、施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像等を提出する場合は、４から６までの書類について省略することができるものとする。
13	写真（下刈りの必要性を証するに足る現地状況）	なし	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	４回目以降の下刈り作業に限る。
14	搬出材積集計表(※１)	実施要領の運用 別記様式８	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	森林環境保全直接支援事業に係る間伐、更新伐に限る
15	(※１)搬出材積集計表に係る証拠書類 （はい積み写真、搬出材積野帳もしくは出荷先の入荷伝票、受取り書類等）	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○		
16	伐採木の搬出状況、必要に応じて集積場所におけるはい積状況等の写真	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	森林環境保全直接支援事業に係る間伐、更新伐に限る
17	平均胸高直径調査表	実施要領の運用 別記様式９	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	伐採しようとする樹木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の保育間伐に限る
18	社会保険等加入状況調査表(※２)	実施要領の運用 別記様式１０	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直営施行等であって、年度当初に当該事業にかかわる現場労働者の社会保険等の加入状況を一括して確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。
19	(※２)社会保険等加入状況調査表に係る証拠書類 （管理・監督の状況の記録（勤務記録、指示事項等）、保険料の払い込み済み証明書等）	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20	補助金の交付申請又は受領に係る委任状	実施要領の運用 別記様式１１	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請又は受領を行う場合に限る。 事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
21	森林経営計画等の認定を証明するもの	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	森林環境保全直接支援事業に限る
22	森林経営計画意向確認書	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	-		補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類 特定間伐等促進計画、実施権配分計画又は一括計画に基づいて事業が実施される場合に限る
23	委託又は請負契約書（写）	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		事業主体以外のものに委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
24	実行経費に係る設計書、図面関係一式、契約書(写)	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		市町村が請負に付して実行した事業に限る
25	実行経費の内訳書（設計書）、図面、契約書(写)	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	△			実施要領別表2-1のタ「森林保全再生整備」の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
26	当該事業を実施する権限を有していること等の確認できる書類 （協定書（写）、同意書、分収林契約書（写）等）	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者 又は育林者として事業を実施する者である場合に限る
27	森林所有者等との協定書（写）	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定機能回復事業に係る場合に限る。 ただし、事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合は除く。
28	伐採及び伐採後の造林の届出書（写） 森林経営計画等に係る伐採等の届出書等（写）	なし	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（人工造林及び樹下植栽等に限る。）。
29	鳥獣対策連絡調整結果報告書	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-			鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第４条の２に基づく協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類（実施要領別表第2-1のタ「森林保全再生整備」に係る交付申請の場合であって、同項のなお書きによる場合に限る。）
30	林野火災特別地域対策事業計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	-	-		「林野火災対策タイプ を実施する場合に限る。
31	地域防災計画等に防火林帯と林野火災防止対策が位置づけられていることがわかる書類	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	-	-		「林野火災対策タイプ を実施する場合に限る。
32	防火林帯を管理する者を明らかにする書類	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	-	-		「林野火災対策タイプ を実施する場合に限る。
33	頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられている計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-		「野生鳥獣被害対策タイプ 」実施する場合に限る。
34	針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所等の事業実施方針	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-		「野生鳥獣被害対策タイプ 」実施する場合に限る。
35	緩衝林帯を管理する者を明らかにする書類	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-		「野生鳥獣被害対策タイプ 」実施する場合に限る。
36	施業実施協定書及び団体規約（写）	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		事業主体が森林法施行令第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
37	安全チェックシート (「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和３年２月26日付け２林政経第458号林野庁長官通知）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」)	実施要領の運用 別記様式２１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。 ただし、過去１年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去１年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
38	「みどりチェック」チェックシート	実施要領の運用 別記様式１２	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。 ただし、過去１年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去１年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
39	測量野帳	実施要領の運用 別記様式１３	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○		
40	現地測量の成果	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	実施要領の運用４の(３)のウに定める測量をおこなった場合に限る
41	支出関係（精算総括表、支払証拠書類等）	実施要領の運用 別記様式１５	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
42	納品書、購買伝票及び領収書等	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		使用資材がある場合に限る
43	要件確認申立書及び暴力団等審査情報	実施要領 別記様式第5号及び第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		実施要領【別記様式第５号及び第６号】
44	実施要領別表1-1のｌの２の(２)（シ）により実施した協議会との連絡調整を記載した書類	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		特定機能回復事業の被害森林整備の森林保全再生整備の事業に限る
45	森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けていないことを誓約する書類	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		特定機能回復事業の被害森林整備の森林保全再生整備の事業に限る
46	生産事業者表示票又は配布事業者表示票	なし	△	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		花粉発生源植替えについて交付を受けようとする場合に限る
47	過去の補助申請書類等	なし	-	-	-	-	-	-	△	△	△	△	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	△	△	△	-	-	-	-	-		過去５年以内に同一施行地において国庫補助事業等による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐実施していないことが確認できる書類
48	下刈り必要性認証資料	実施要領の運用 別記様式２２	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		４回目以降の下刈り作業に限る
49	業務日報等	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		熱中症対策として間接費を加算し、施業期間が加算対象期間の前後にまたがる場合に限る
50	連絡体制図等	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		衛星通信機器等の活用により、標準単価を加算した場合に限る
51	その他要綱、実施要領、実施要領の運用及び査定要領の規定に照らし必要な事項	なし	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		